

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

個人事業者の簡易課税制度の届出

Q : 私は、今年開業したのですが、消費税の簡易課税制度を受けるか迷っています。いつまでに届出を出せばいいのですか？

A : 年内に提出しないと今年も来年も適用は受けられません。

【解説】

消費税の課税事業者に該当するかどうかの判断基準になる課税売上高が、1,000万円に変更されたことから、今年から課税事業者になった事業者も多いことと思いますが、事業者のうち簡易課税制度の適用を受けようとする者は、今年中に簡易課税制度選択届出書を所轄の税務署に提出しなければ適用が受けられませんので注意してください。

また、今年は原則課税で来年から簡易課税制度の適用を受けようとする場合にも、今年中に簡易課税制度選択届出書を提出しなければなりませんので、忘れずに提出してください。

なお、一度簡易課税制度を適用すると、2年間は原則課税に戻れませんので、適用する際は十分検討してください。

簡易課税を選択しますと、設備投資などで多額の課税仕入れがあっても、税額計算に反映されません(税額が還付されることはありません)ので、そういった計画もふまえて簡易課税を選択するかどうかを決定してください。

また、簡易課税を止めようとする場合には、止めようとする年の前年中に簡易課税制度不適用届出書を提出しなければなりません。

